

「ふくおか6次化商品セレクション」業務委託公募仕様書

本仕様書は、福岡県6次産業化発展事業における「ふくおか6次化商品セレクション」実施の業務委託先を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

本仕様書は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項はすべて実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。

なお、業務委託先選定後の委託契約締結に際して、別途、業務仕様書を示すこととする。

1 業務名

「ふくおか6次化商品セレクション」業務（以下「業務」という。）

2 目的

事業者が開発した6次化商品について、第三者の評価を受けることで、優れた商品の開発やブラッシュアップ、販売戦略の設定に資するとともに、複数商品を一括してPRすることで認知度向上、販売促進を図るもの。

3 委託期間

契約日から令和9年3月29日（月）まで

4 業務の概要

新規性や話題性に優れた6次化商品の募集、審査、表彰を行い、県内外で受賞商品の認知度を向上させるための取組を企画・実施する。

5 委託業務の内容

(1) 新規性や話題性に優れた6次化商品の募集、審査、表彰

- ・ 県内農林漁業者又は県内農林漁業者で組織する団体（以下「農林漁業者等」という。）、及び県内農林漁業者等と連携し6次産業化を推進している事業者（以下「事業者」という。高等学校、大学等を含む。）を応募者としてすること。
※事業者は、農林漁業者等から原材料を直接仕入れたり、商品の企画・開発を農林漁業者等と連携して行ったりなど、農林漁業者等の6次産業化を促進する取組みを行っている者とする。
- ・ 商品の募集にあたっては、これまで当該事業に応募したことのない、潜在的な6次化商品を掘り起こすこと。
- ・ 商品の審査にあたっては、バイヤー等を審査員とした審査会を開催し、優れた商品の開発やブラッシュアップ、販売戦略の策定に資するような意見を収集し、応募者へフィードバックすること。
- ・ 書類及び現物審査（試食等審査）を行うこと。その際、審査員の選定や、委員への対応、司会進行等、当日の企画、管理、運営の一切を行うこと。なお、審査員

の選定は県と協議して行い、食に精通した話題性のある審査員を1名以上提案すること。

- ・受賞商品は11個程度とし、受賞者に対する表彰式を開催すること。また、県と協議し、受賞者へ県産木を使用した木製賞状を授与すること。
- ・表彰式の開催においては、来賓や出演者の対応、司会進行等、当日の管理、運営の一切を行うこと。

(2) 受賞者に対する副賞

- ・高等学校等以外の受賞者には、事業者の需要をとらえた副賞を複数設定し、受賞者が選べる方式とすること。
- ・副賞は、受賞商品や「6次化商品」のPRに資するものとする。
- ・高等学校等の受賞者については、副賞として1万円分の図書カード等を授与すること。

(3) 県内外で受賞商品等の認知度を向上させるためのPR

- ・表彰式に合わせて、福岡県内の集客が見込める施設等で、受賞商品のPR販売会を開催すること。
- ・PR販売会は、県民に受賞商品を効果的に周知することができる、来場者参加型のイベントとすること。

(4) 業務報告

- ・必要に応じて県と打ち合わせを行うこととし、事業の進捗状況及び今後の計画等について、書面作成のうえ、報告すること。
- ・業務終了時には、業務の実績報告書を提出すること。

(5) その他

- ・(1)及び(3)の業務実施にあたっては、プレスリリースやSNS広告などの効果的な広報を行うこと。また、マスメディア等の取材を誘致すること。

6 委託料

10,448,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

7 秘密の保持

受託者は、受託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、受託業務を処理するための保有個人情報の取り扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 その他

- (1) 業務の執行にあたり、福岡県及び関係機関との連携を密にして遂行すること。
- (2) 制作にあたって利用する著作権や肖像権等の権利関係は、受託者において処理するものとする。
- (3) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について、第三者の権利を

侵害していた場合に生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。

- (4) 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第21条から第28条に規定する全ての権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (5) 県は、成果物を県のホームページに掲載することや、県が実施する事業において自由に使用することができるものとする。
- (6) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、材料費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、謝金、保険料、撮影費、編集・録音費等）の一切を含む。
- (7) 経理については、複数の者によるチェック体制を確立させること。
- (8) 業務の各過程においては、県と十分な協議、連携の上、行うこと。